

社会福祉法人さくら会

役員・評議員会の費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人さくら会

役員・評議員の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人さくら会（以下「本会」）役員・評議員の役員報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員・評議員報酬の種類及び支給額)

第2条 役員・評議員の報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事長報酬として 月額 20,000 円（所得税控除後）
- (2) 役員・評議員が会議（理事長、その他これに準ずるもの）等に出席したとき
1回につき 5,000 円（所得税控除後）
- (3) 監事が監査を行った場合 1回につき 10,000 円（所得税控除後）

(費用弁償)

第3条 1条に定める者が本会の職務のため、出張する場合は費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の支給方法は、さくら保育園旅費規程に準じ園長級とする。
- 3 役員・評議員が理事長の招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、旅費は支給しない。

(報酬の支給)

第4条 報酬は出席した日、また費用弁償は旅行する前日までに支給し、帰任後に精算する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は昭和54年4月1日から施行する。

昭和62年一部改正

平成14年1月一部改正 4月1日より適用する。

平成17年3月一部改正 4月1日より適用する。

平成19年5月一部改正 6月1日より適用する。

平成29年2月一部改正 3月1日より適用する。

平成30年4月一部改正 4月1日より適用する。